

Ⅲ. 全体構想

1. 全体構想について

「全体構想」では、飛騨市全域のまちづくりの構想を策定します。

本来「都市」とは、都市的土地利用を目的とする区域であり、都市計画マスタープランにおいては「都市計画区域」が対象であると考えられます。しかし、本市において、都市計画区域以外の地域においても多くの市民が生活し、人が暮らす「まち」を形成しています。また、山林等も本市を形成する重要な区域であり、この区域が都市計画区域に及ぼす影響力は強く、山林等の多面的な機能が快適な都市の形成に寄与しています。

このことから、本市全域を「まち」と捉え、本計画「飛騨市都市計画マスタープラン」の全体構想を策定します。また、「地域別構想」も同様の観点で策定します。

2. 将来都市構造

将来都市構造を以下のように設定します。

◆ 広域・市内連絡軸

本市と他地域をつなぎ、また市内の各地域中心部をむすぶ国道 41 号、国道 360 号及び国道 471 号の一部を広域・市内連絡軸に位置づけます。また本市中心部と東海北陸自動車道飛騨清見インターチェンジをつなぐ主要地方道古川清見線も広域・市内連絡軸と位置づけます。JR 高山本線は、本市と他地域をつなぐ重要な公共交通機関であり、古川地域、河合地域及び宮川地域をむすんでいることから、広域・市内連絡軸と位置づけます。

◆ 市内連絡軸

広域・市内連絡軸と共に、市内をむすぶ主要地方道神岡河合線を市内連絡軸に位置づけます。また、古川南部農免道路及び整備中である神岡農免道路も市内連絡軸に位置づけます。

◆ 中心市街地ゾーン

古川地域の都市計画区域が指定されている区域を、本市の中心地として、中心市街地ゾーンと位置づけます。

◆ 副市街地ゾーン

神岡地域の都市計画区域が指定されている区域は、本市において古川地域に次ぐ中心的な市街地であることから、副市街地ゾーンと位置づけます。

◆ 地域中心核

河合地域及び宮川地域のそれぞれの振興事務所が立地する地区は、地域の中心地であることから、地域中心核と位置づけます。

◆ 山林・農地・集落ゾーン

本市のほとんどの部分を占める山林、その合間にある農地や集落の部分を山林・農地・集落共生ゾーンと位置づけます。

◆ 観光・レクリエーション拠点

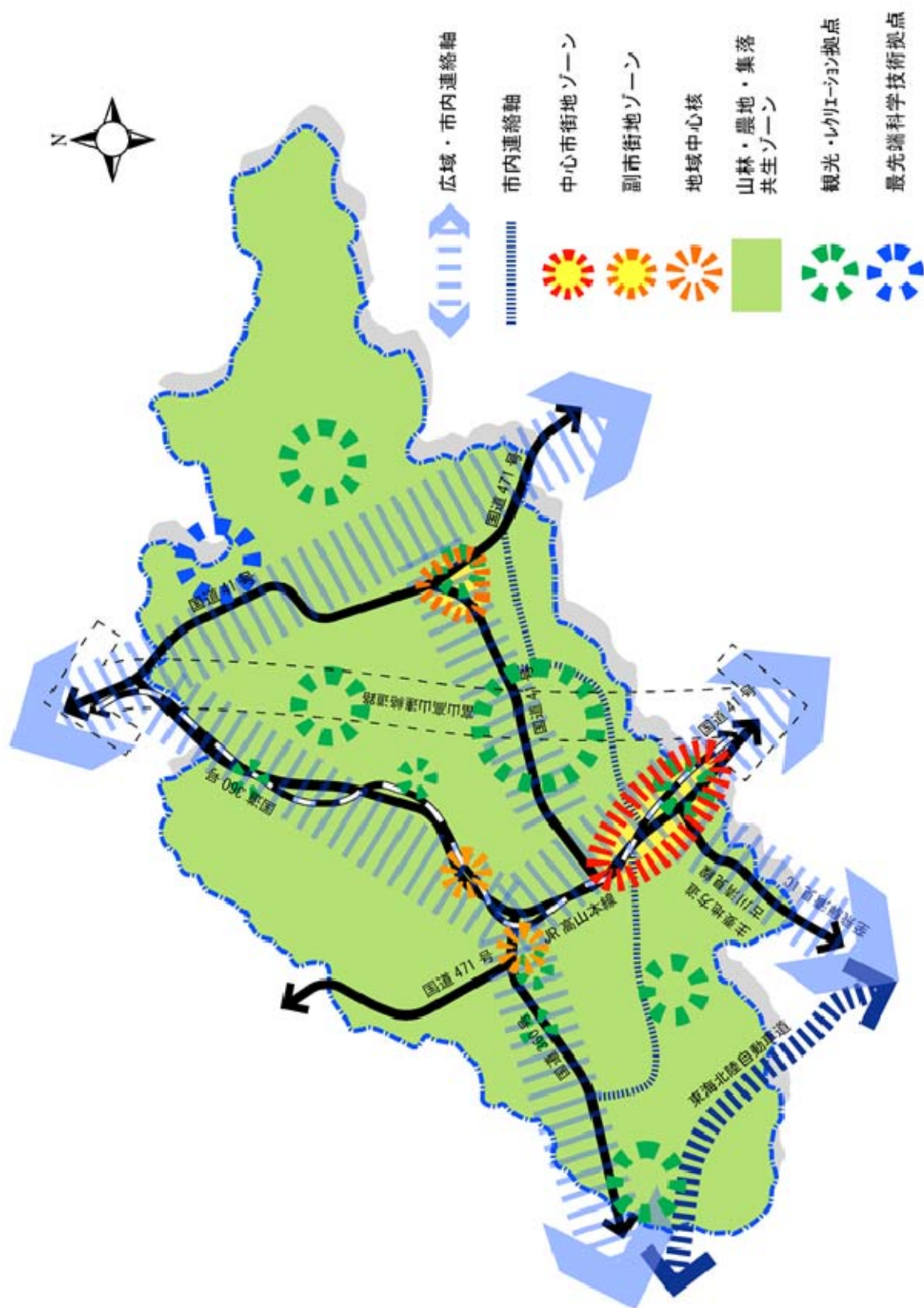
歴史・文化や地域の特色を活かした地区として、古い街並み、瀬戸川と白壁土蔵の景観、神岡城、江馬氏館跡公園、レールマウンテンバイク、香愛ローズガーデン、飛騨まんが王国等を観光レクリエーション拠点と位置づけます。

また、自然と親しむことの出来る地区として、奥飛騨数河流葉県立自然公園にある数河高原や池ヶ原湿原、天生県立自然公園、山之村高原、飛騨流葉休養村、飛騨河合スキー場及び棚田・板倉の里等を同様に拠点と位置づけます。

◆ 最先端科学技術拠点

スーパーカミオカンデ等の立地地区を、最先端科学技術の情報発信地として、最先端科学技術拠点と位置づけます。

将来都市構造図



3. 都市の整備方針

(1) 土地利用の方針

1) 土地利用の基本方針

無秩序な土地利用を防止し、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

本市の土地利用は、大きく「山林」「農地」「既成市街地」「集落」及び「自然を活かした観光・レクリエーション用地」の5つのゾーンに区分されます。

それぞれの土地利用が健全に機能し調和することが大切です。「山林」「農地」においては、健全に管理・耕作等がなされることが重要であり、「既成市街地」「集落」においては、快適な日常生活を送ることが出来る土地利用の整備が必要です。「観光・レクリエーション用地」においては、自然の豊かさを享受できる土地利用であることが大切です。

「山林」においては、「観光・レクリエーション施設」の新たな開発がなされる可能性があり、また市街地周辺の「農地」においては宅地等の開発がされる恐れがあります。これらの開発が無計画・無秩序になされた場合、それぞれの環境の悪化をもたらす可能性があります。

また、無秩序な市街地の拡大は、効率的な市街地の整備、自動車に頼らないまちづくり、環境への負荷の少ない都市づくりを目指す、集約型の都市・コンパクトシティの形成を妨げるものであり、抑制すべきことです。

この様なことから、自然環境と調和したまちづくりを目指し、計画的な土地利用を推進します。

◆ 計画的な土地利用の規制・誘導

- ・ 自然環境の保全
- ・ それぞれの土地利用の環境の維持・保全・整備
- ・ 無秩序な開発、土地利用の防止
- ・ 調和のとれた土地利用、それぞれの土地利用の共生
- ・ 市街地の無秩序な拡大の防止

2) ゾーン別土地利用の基本方針

現況土地利用及び将来土地利用のあるべき姿を踏まえ、本市全体をゾーン区分し、それぞれを適正配置し、それぞれの基本方針を定めます。ゾーン区分は以下の区分とします。

- 山林ゾーン
- 集落・農地ゾーン
- 都市的土地利用ゾーン
- 観光・レクリエーションゾーン
- 最先端科学技術ゾーン

① 山林ゾーン

森林が本来持っている多面的な公益的機能である、水源涵養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能及び地球環境保全・地球温暖化防止機能などを発揮するために、無計画な開発を防止し、適切な管理を図ります。

② 集落・農地ゾーン

山間集落においては、過疎化の防止・集落維持のために、生活環境の整備を図ります。また高齢化が進行していることから、高齢者が安心して暮らせる集落整備を図ります。

谷間に広がる山間農地は、食糧生産の本来の機能の他に、水源涵養、洪水防止などの多面的な機能を有しています。しかし、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより耕作されなくなる可能性があり、農地が有する多面的な機能の低下が懸念されます。農地の適正な管理・保全に努め、本来の農地としての土地利用を図ります。

③ 都市的土地利用ゾーン

古川地域と神岡地域の都市計画区域を本市の都市的土地利用ゾーンと位置づけ、本市の中心的な市街地として、都市的土地利用を図ります。

古川地域の都市計画区域（古川都市計画区域）の一部に用途地域が指定されています。用途地域が指定されている地域は、指定されている用途地域に沿って計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。また、社会情勢等の変化に伴い、土地利用計画の見直しが必要な地区においては、用途地域の見直し等により、計画的な土地利用を図ります。用途地域以外の地域においては、集落や整備された住宅地及び農地が多くあります。集落や住宅地は、住環境の整備を図ると共に、農地へのスプロールの無計画な新たな開発を抑制し、集約型の都市の形成に努めます。しかし、用途地域以外において新たな都市的土地利用が必要な場合は、用途地域等を指定し、計画的な土地利用を図ります。また、古川都市計画区域に隣接する高山市国府地域が平成24年に都市計画区域（用途地域無指定）に指定されました。これに隣接する地区は、国府地域の今後の用途地域指定等の都市計画の動向を考慮した計画的な土

地利用を検討します。

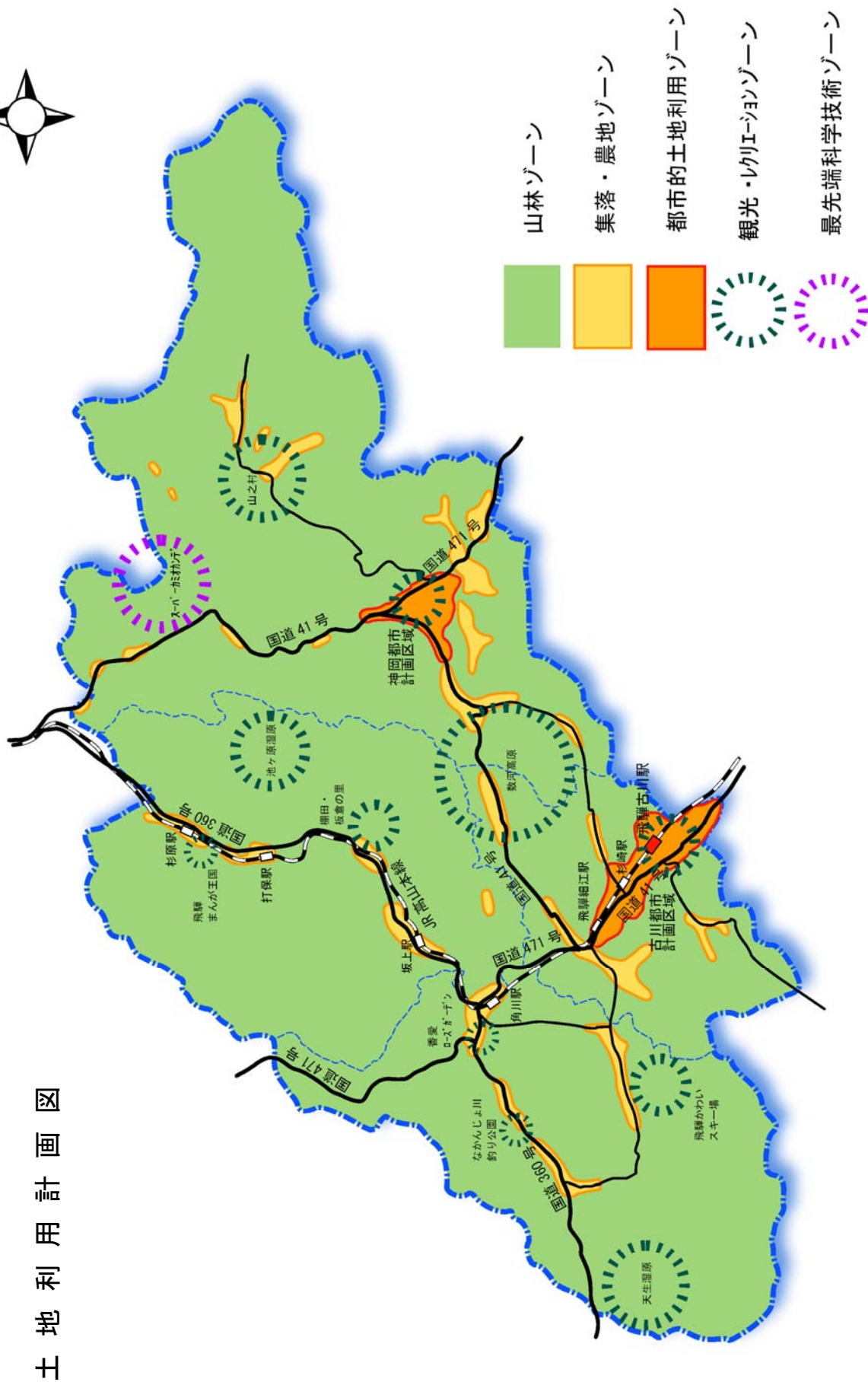
神岡地域の都市計画区域（神岡都市計画区域）は用途地域が指定されておらず、また農地、森林等も多く含まれています。既成市街地においては、土地利用計画や現況土地利用に基づき、計画的な土地利用を図るため、規制・誘導策の検討を行います。優良な農地は都市的土地利用を抑制し、保全を図ります。森林に関しては災害防止等の多面的な機能の保持のために開発を抑制し保全を図ります。しかし、農地、森林に関して、集約的な都市の形成に支障が無く、周辺の自然環境や営農環境等との調和がとれ、農林業との調整が図られる場合は、計画的な都市的土地利用を許容します。

④ 観光・レクリエーションゾーン

ゾーン内の観光施設やレクリエーション施設について、周辺環境との調和・保全に配慮し、観光客増加を図るための土地利用を図ります。

⑤ 最先端科学技術ゾーン

宇宙科学を支える最先端研究施設の東京大学宇宙線研究所附属施設神岡宇宙素粒子研究施設、スーパーカミオカンデ及び現在建設中である大型低温重力波望遠鏡施設（KAGRA）は、飛騨市における知的財産として捉え、情報発信や地域の活性化を図る場所として活用を図ります。



土地利用計画図

(2) 施設の整備方針

1) 交通施設の整備方針

① 道路

道路網の整備は、市民と行政並びに道路管理者等の参加による研究会において、検討、策定する飛騨市将来道路網構想に基づき整備を図ります。

本市と他地域をつなぎ、本市各地域をむすぶ、国道 41 号、国道 360 号及び国道 471 号は、主要な幹線道路であることから、未整備部分の整備やバイパス等による機能の強化を図ります。また、広域的な交流を担う地域高規格道路富山高山連絡道路の整備充実を目指します。

本市と東海北陸自動車道飛騨清見インターチェンジをつなぐ主要地方道古川清見線も主要な幹線道路であることから、改良工事等による機能の強化を図ります。

市内にある県道は、市内各所をむすぶ重要な道路です。また農免道路も市内各所をつなぐ重要な道路です。これらの主要な道路の整備を図ります。

都市計画道路に関しては、未整備部分の整備を図ると共に、効率的な道路整備を考慮し、総合的なまちづくりの観点から必要に応じた見直しを図ります。

また、本市の気候的特徴から、積雪による交通障害対策も大きな課題であります。除雪・堆雪を配慮した道路整備、除雪設備の整備、除雪体制の強化を進めます。

② 鉄道

JR 高山本線は本市における重要な公共交通機関です。運行ダイヤの適正化等の利便の増進に関して、高山本線強化促進同盟会などの関係団体と連帯して、要望活動を進めます。

③ バス

バスは高齢化が進む社会において、自家用車の利用が出来ない交通弱者にとって、重要な移動手段です。利用者のニーズにあった、市営バスや民間バスの運行の促進を図ります。

2) 公園・緑地の整備方針

本市には、本市の大部分を占める森林空間や、宮川、高原川などの河川空間など、緑と水の豊かな自然的緑地に恵まれています。これらの緑地空間の保全を図ります。

また、市街地においては街区公園などの身近な公園を、誘致距離を考慮した整備を図ります。

3) 河川の整備方針

河川に関しては水害に対する整備を促進します。一級河川宮川の河川改修は、長期的な展望のもと、中期目標（概ね 30 年に一度程度発生する規模の洪水対策）に向け整

備を図ります。整備にあたっては、被害軽減のための伝統的防災施設である霞堤の保全や、生態系に配慮した整備を図ります。また、親水空間の創出等による河川空間を活かした施設整備を図ります。

4) 汚水処理施設の整備方針

汚水処理施設については、地域ごとに公共下水道、農業集落排水、簡易排水等の整備による普及率の向上を図ります。また、すでに整備されている地区においては、接続率の向上、既存施設の維持・管理に努めます。

集合排水処理区域外の地区は、個別排水処理施設事業、合併処理浄化槽設置整備事業による整備を行います。

(3) 自然環境の保全方針

本市の92%を占める山林は、本市を代表する恵まれた自然環境です。この森林は木材の供給や安全な国土の形成、生活環境の保全、豊かな生活へ寄与するとともに、地球温暖化防止に貢献する等、重要な役目を果たしています。この森林の自然環境を維持・保全するために、健全な管理を行うとともに、無計画な開発等の防止を図ります。

また、天生湿原、池ヶ原湿原、深洞湿原などの湿原も貴重な自然であり、遊歩道の維持管理を図るとともに、植生の保全に努めます。

本市を流れる宮川、高原川などの河川は本市を特徴付ける自然環境です。これらの河川の災害防止整備を図るとともに、良好な自然環境の保全を図ります。

(4) 景観形成の方針

山林や河川などの保全により、自然景観形成を図ります。農地においては棚田・板倉の里のような美しい原風景を保全するとともに、その他の農地に関しても、農村景観の保全を図ります。

本市を特徴付ける良好な街なみを有する地区は、その街なみ景観を保全するとともに、新築、改築時にも、街なみと調和したものとなるよう誘導していきます。またその他の既成市街地や新たに整備される市街地においても、飛騨市らしい都市景観の形成に努めます。

(5) その他の方針

1) 住宅に関する方針

現在本市において、住宅における問題・課題の解消のための各種の施策が用意されています。住宅に関する主要な課題、「定住促進」、「空き家の活用」、「高齢者や障がい

者も安心して暮らせる住まいづくり」及び「地域に根ざした住宅関連産業の育成」に関しても、既に各種の施策が講じられていますが、抜本的な解決に至っていないことから、現在ある施策の推進や、新たな施策の検討を行います。また近年、住宅の機能として「地球環境に優しい住宅」が求められており、その実現のための施策の検討、実施を図ります。

公営住宅及び公的賃貸住宅に関しては、人口減少の状況から、推計としては充たされている状況にありますが、定住促進及び市民福祉の観点から、入居希望者のニーズに対応した適切な施策の整備を検討します。

2) 防災に関する方針

健全に管理された山林は水害防止、土砂災害防止機能があることから、健全な管理を図ります。土砂災害対策は岐阜県策定の八山系砂防総合整備計画に基づき、住民の生命と身体を守ることを最優先とした砂防事業を図ります。

農地についても保水機能による水害防止機能があることから、健全な耕作、無計画な開発防止を図ります。河川に関しては水害防止のための整備を図ります。

市街地においては、建物の不燃化・耐震化を図るとともに、避難路の確保、空地の確保等を図ります。

3) 防犯に関する方針

犯罪の無いまちづくりを目指し、警察や地域住民、関係機関と連携して、地域ぐるみの防犯活動を積極的に推進します。

4) 教育環境の方針

安全な通学路、手段の確保のため、交通安全対策や、スクールバス運行体制の整備に努めます。

5) 福祉・医療の方針

高齢者、障がい者等が、安全に安心して暮らせるまちづくりを目指し、道路や施設などのバリアフリー化の整備を図ります。

老人福祉施設に関しては、既にある施設の維持管理を図り、また高齢者に対する福祉環境の変化に対応した整備・充実を図ります。

市民病院は、社会変化に対応した医療環境の充実、施設整備等を行います。診療所は、地域に根ざした医療施設として、維持・整備を図ります。また、民間医療施設と協力して地域医療の充実に努めます。

6) 環境保全の方針

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動による、地球環境に負荷を与える生活スタイルにより、環境破壊が大きな問題となっています。地球環境を保全するために環境に負荷の少ない循環型社会の構築が求められています。

資源のリサイクルを図るためのシステムの構築や、可燃ごみ処理施設として飛騨市クリーンセンター及び資源リサイクル施設として（仮称）飛騨市リサイクルセンターの施設整備を図ります。

また、地球温暖化の防止のために、森林等の保全を図るとともに、二酸化炭素を発生する自動車利用を減らすための集約型の都市形成や、自然エネルギー活用を推進します。

7) 市民参加の方針

飛騨市をいつまでも住み続けたいくなるまちにするには、市民が自覚と愛着を持つことが大切です。そのために市民参加のまちづくりを進めます。また、市民のみならず企業等も参加した、飛騨市まちづくり協議会等による「市民」「企業」「行政」の協働によるまちづくりを進めます。

8) 持続可能な都市整備の方針

財政状況を考えない都市整備には自ずと限界があり、持続可能な都市整備を行うことは不可能です。「住み続けたいくなるまち」の実現に向け、まちのあるべき姿を考え、その実現に必要なことを検討し、各々の緊急性・重要性等を考慮し、整備の内容・方法を考え、財政に過大な負担を与えない範囲での整備を進めます。

また、その実現には市民の理解・協力が不可欠であり、持続可能な都市整備を行うため飛騨市まちづくり協議会等を通して「市民」「各種団体」「学識経験者」「企業」等との協働によるまちづくりを進めます。

「まちづくりの目標」と「都市の整備方針」の関連

	自然と人の調和したまちづくり	歴史・文化を活かしたまちづくり	豊かで快適なまちづくり	全ての市民が安心して暮らせるまちづくり	産業振興で活力あるまちづくり	住民参加のまちづくり
1) 土地利用の基本方針	◎	◎	◎	◎	◎	○
	◎		◎		◎	○
	◎	◎	◎	◎	◎	○
	◎	◎	◎	◎	◎	○
	○	○	○	○	◎	○
(1) 土地利用の方針	◎	◎	◎	◎	◎	○
	◎		◎		◎	○
	◎		◎		◎	○
(2) 施設の整備方針	◎		◎	◎	◎	○
	◎		◎	◎	◎	○
	◎		◎	◎	◎	○
(3) 自然環境の保全方針	◎		◎			○
	◎		◎			○
	◎		◎			○
	◎		◎			○
(4) 景観形成の方針	◎		◎			○
	◎		◎			○
	◎		◎			○
	◎		◎			○
(5) その他の方針	◎		◎			○
	◎		◎			○
	◎		◎			○
	◎		◎			○
	◎		◎			○
	◎		◎			○
	◎		◎			○
	◎		◎			○

◎：特に関連性のあるもの

○：関連性のあるもの